



タクシー利用助成制度 試行の再実施のご案内

高齢者の買い物や通院など、日常生活における移動手段等を把握し、調査・検討することを目的にタクシー利用料金の一部助成を2月1日～2月28日まで試行的に実施しましたが、4月12日～5月12日の1か月間、再実施します。

○試行期間 4月12日（金）～5月12日（日）

○対象者 ①平成30年3月31日現在において75歳以上の方
②平成30年3月31日現在において運転免許証（原付免許のみは除く）を持たない65歳以上の方

○助成内容 タクシー乗車券（1枚650円）を2枚交付します。

○使用方法 タクシーを利用し、降車時にタクシー乗車券を提出し、タクシー料金から助成金額（1枚650円）を差し引いた金額を支払ってください。
タクシー乗車券は1回の乗車で1枚のみ使用できます。
タクシー乗車券の利用期間は、

4月12日（金）～5月12日（日）まで。

○申請期間 4月1日（月）8時30分～4月26日（金）17時（土日は除く）

○申請方法 企画情報課（役場2階）に申請書がありますので必要事項を記入し、提出してください。2階の企画情報課まで来ることができない方は、1階窓口でお声がけいただければ担当が伺います。

【注 意】

初回（2月実施）に登録申請された方には、再度、タクシー乗車券を送付しますので登録申請は必要ありません。

初めてこの制度を利用される方は、事前に登録申請が必要となります。

また、登録された方は、後日、アンケートにご協力ください。

○問い合わせ先：企画情報課 377-5663

